

## 公益財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金交付細則

制定 平成25年4月 1日細則第4号  
改正 平成29年3月24日細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条の規定に基づき、公益財団法人熊本県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村交付金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の基準)

第2条 交付規程第3条の市町村への配分にかかる均等割は当該年度の4月1日現在の市町村制を有する市町村数により算出し、人口割は最新の国勢調査による確定数値人口により算出するものとする。ただし、合併にかかる市町村の均等割については別表のとおり算出するものとする。

(交付金の単位)

第3条 市町村交付金の単位は、円単位とする。

(預金利息の取扱い)

第4条 市町村交付金の預金から生じる利息は、交付事務の事務費等に充てるものとする。

(交付金の交付時期)

第5条 協会は、市町村交付金を当該年度の3月31日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 協会は、次の各号に掲げる交付金額を決定したときは、当該各号に定める様式により市町村に通知するものとする。

(1) 交付規程第2条第1項に掲げる市町村交付金 市町村交付金決定通知書  
(様式第1号)

(2) 交付規程第2条第2項各号に掲げる市町村交付金 市町村交付金決定通知書  
(様式第1号の2)

(交付金の支払申請)

第7条 前条の通知を受けた市町村は、市町村交付金支払申請書（様式第2号）により交付金の支払を申請するものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第8条 市町村は、前条の支払申請に際し、事業計画書（様式第3号）により市町村交付金を充当する事業の計画を提出するものとする。ただし、提出後に事業計画の変更等が生じた場合は事業計画変更書（様式第3号の2）を遅滞なく提出するものとする。

(市町村の報告)

第9条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた年度の3月31日までに、その用途について事業実績報告書（様式第4号）により報告するものとする。

(協会の調査)

第10条 協会は、市町村交付金の交付を受けた市町村に対し調査を行うことができるものとし、交付を受けた市町村は協会の調査に協力するものとする。

(委任)

第11条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金交付細則（平成14年1月7日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付金交付の市町村数の算定

均等割の基準となる市町村数を算出するに当たり、合併した市町村については、交付金の急激な減少に対する緩和措置について、合併した年度の翌年度から3年間において段階的に調整するものとする。

算出方法については、次のとおりとする。

計算方式

- |                      |   |   |        |
|----------------------|---|---|--------|
| (1) 合併年度に続く1年目（翌年度）  | N | － | (a/3)  |
| (2) 合併年度に続く2年目（翌々年度） | N | － | (2a/3) |
| (3) 合併年度に続く3年目       | N | － | a      |

N：合併前市町村数      a：合併により減少した市町村数